

平成29年第2回定例会
一般会計予算決算常任委員会資料

平成29年度6月補正予算 一般会計予算決算常任委員会資料提出事業

No	新・継	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ
1	新規	市役所本庁舎耐震改修事業	20,787	2	1	1	13 ~ 14	総務課	1 ~ 3
2	継	子育て総合支援センター整備事業	91,007	3	2	1	17 ~ 18	こども福祉課	5 ~ 12
3	新規	山陽地区公立保育所整備事業	3,057	3	2	4	17 ~ 18	こども福祉課	13 ~ 20
4	新規	私立保育所整備助成事業	5,265	3	2	1	17 ~ 18	こども福祉課	21 ~ 23
5	継	河川浚渫事業	2,500	8	3	1	21 ~ 22	土木課	25 ~ 28
6	新規	漁港海岸保全施設整備事業	29,000	6	3	3	19 ~ 20	農林水産課	29 ~ 34
7	継	就学援助事業(6月補正分)	5,964	10	2 ・ 3	2 ・ 2	23 ~ 24	学校教育課	35 ~ 42
8	新規	山耕地番解消事業	5,840	2	2	2	15 ~ 16	税務課	43 ~ 45
9	新規	旧南部福祉センター解体事業	4,644	2	1	8	13 ~ 14	管財課	47 ~ 51
10	継	地域コミュニティ助成事業	2,400	2	1	16	13 ~ 14	市民生活課	53 ~ 56
11	新規	厚狭地区複合施設駐車場整備事業	26,609	2	1	29	15 ~ 16	地域活性化室	57 ~ 61
12	継	有帆緑地処分場整備事業	6,000	8	1	1	19 ~ 22	土木課	63 ~ 66
13	新規	竜王山公園防犯カメラ設置事業	854	8	5	2	21 ~ 22	都市計画課	67 ~ 70
14	新規	神帆団地下水道切替事業	6,235	8	6	1	21 ~ 22	建築住宅課	71 ~ 73
15	新規	雇用能力開発支援センター駐車場整備事業	7,996	5	1	1	19 ~ 20	商工労働課	75 ~ 78
16	継	新規農業就業者定着促進事業(指導農家支援)	1,080	6	1	3	19 ~ 20	農林水産課	79 ~ 81
17	新規	市民館整備事業	37,654	2	1	24	13 ~ 14	文化・スポーツ 政策室	83 ~ 85
18	新規	弓道場床改修事業	7,960	2	1	28	13 ~ 14	スポーツ振興課	87 ~ 89

事務事業調査

作成日	H29.5.15
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	総務課	主幹	石田隆
----------------	-----	----	-----

No	-	1
----	---	---

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	4 市民が安心して暮らせる環境づくり	3 防災体制の充実	4 建築物の耐震強化
	実施計画名	事務事業名	
	公共施設の耐震化の推進	市役所本庁舎耐震改修事業	

事業概要	○本庁舎の本館は、昭和38年に建設され老朽化が進んでいる。平成26年度に耐震2次診断を行った結果、耐震性に問題があるとの結果となった。よって、庁内で検討を行い、今後も、本館を使用していくために、耐震補強及び老朽化等改修工事を実施する。そのために、29年度は本館の外壁劣化調査及び老朽化等調査を行う。その結果をもとに次年度以降に設計・工事を行う。	対象	市役所本庁舎
		手段	本庁舎耐震化等に係る調査・設計等を行い、工事を行う。
		意図	防災拠点としての機能強化を図るとともに、行政機能を確保する。

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H33	H37	H41
1	庁内プロジェクトチームの会議開催回数	3	設定なし						
		2							
2	進捗状況	庁舎整備検討資料作成委託		老朽化調査・外壁調査	耐震補強実施設計等	耐震補強工事			
3									

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	行政機能の維持は市の責務であり、総合計画の趣旨にも合致する。	3	33
	自治体関与の妥当性	3	市本庁舎の維持管理は当該自治体が行うべきものである。	3	
	対象(受益者)の妥当性	5	市民サービスの中核かつ、市防災の拠点である本庁舎の整備であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	5	市行政の中核かつ、市防災の拠点である本庁舎の整備であり早急に実施する必要がある。	5	
	類似事業の存在	5	類似事業は存在しない。	5	
	個別計画・政策との整合性	5	庁内合意は取れている。	5	
効率性	実施主体の適正化	3	市役所本庁舎の整備であり市において行うことは適正である。	3	
	受益者負担の適正化	3	受益者負担金を求めることは適当でない事業である。	3	
	コスト効率	1		1	

事業期間		平成 26以前 年度	～	平成 33 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	1	一般管理費
	細目	1	庁舎管理費	細々目	1	庁舎管理費	交付税算入		有
							公表	する	

(単位:千円)

		総事業費	H27(決算)	H28(予算)	H29	H30	H31
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (年度 → 年度)	市役所本庁舎耐震改修事業 895,788	検討資料作成委託料 3,132		調査委託料(外壁劣化調査) 6,168	設計委託料(耐震補強及び改修) 30,000	工事請負費(耐震補強) 180,000
					調査委託料(本庁舎老朽化調査) 14,591	地質調査委託料 14,827	仮設事務所設置等 30,000
					時間外手当 192	時間外手当 500	監理委託料 8,000
					消耗品費 28	消耗品費 100	時間外手当 1,000
							消耗品費 100
歳出合計		895,788	3,132	0	20,979	45,427	219,100
財源内訳/割合	国庫支出金	140,400				3分の1 7,400	3分の1 53,000
	県支出金						
	地方債	548,000				100% 29,600	100% 113,100
	その他						
	一般財源	207,388	3,132		20,979	8,427	53,000
歳入合計		895,788	3,132	0	20,979	45,427	219,100

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	
実施設計及び工事請負費に社会資本整備総合交付金事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)国土交通省所管の充当(補助率3分の1)及び緊急防災・減災事業債を想定	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	3	防災体制の充実	4	建築物の耐震強化
	実施計画名			事務事業名		
	公共施設の耐震化の推進			本庁舎耐震化事業		

事業概要	○本庁舎の耐震診断を実施する。 ○平成27年度、平成28年度に庁内プロジェクトチームにより検討し、本庁舎耐震化に係る基本計画案を作成し、市長に報告する。		対象	市職員、市民ほか市役所を利用するすべての者
			手段	耐震補強診断業務を委託する。基本・実施設計を委託する。建設業者に請け負わせ耐震補強工事を実施する。
			意図	防災拠点である市役所本庁舎の耐震化を行い、防災基盤の強化を図る。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	委託料	3,132,000	3,132,000
合計		3,132,000	3,132,000

歳入		予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金		
	県支出金		
	地方債		
	その他		
	一般財源	3,132,000	3,132,000
合計		3,132,000	3,132,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.35	2,018,973

交付税算入	無	会計種別	一般	臨時
-------	---	------	----	----

活動指標または成果指標	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
	H25	H26
1 庁内プロジェクトチームの会議開催回数		
2		
3		

H27	目標達成度	H28(目標)
3		
2		
	普通	

妥当性	目的の妥当性	妥当である	防災基盤の強化であり、妥当である。
	自治体関与の妥当性	妥当である	市役所本庁舎の耐震化であり、妥当である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	市職員、市民であり妥当である。
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	
効率性	実施主体の適正化	適正である	市が実施主体となるべきであり、妥当である。
	受益者負担の適正化	適正である	市が負担すべきであり、妥当である。
	コスト効率	概ね適正である	耐震診断の結果次第で、工事費などが嵩む可能性があるが、概ね妥当である。



課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
	改善時期

特記事項	
------	--

事務事業調査

作成日	H29.4.12
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	こども未来室	大浜
----------------	--------	--------	----

No	-	2
----	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	1	地域子育て支援体制の充実
	実施計画名			事務事業名		
	子育て総合支援センター整備事業			子育て総合支援センター整備・運営事業		

事業概要	地方創生における少子化対策の取り組みとして、山陽小野田市子育て総合支援センター基本構想に基づき、子育て世代の誰もが気軽に立ち寄り、子育てに関する情報提供や交流促進、妊娠期から子育て期まで切れ目のないきめ細やかな相談支援がワンストップで行える子育て支援拠点施設を整備する。	対象	妊娠期から子育て期までの子育て世代
		手段	相談助言、情報提供、交流の場の提供及び母子保健事業等を総合的に実施
		意図	子育て世代の不安や負担感の解消、いきいきと子育てができる環境づくりによる少子化対策

活動指標、または成果指標		※上段:目標 中段:実績 下段:達成率							
		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H33	H37	H41
1	施設利用者数				5,800	7,000			
2									
3									

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	5	妊娠期から子育て期までの相談支援のワンストップ拠点施設の整備であり、地域子育て支援体制の充実に資するため妥当	5	35
	自治体関与の妥当性	3	妊娠期から子育て期までの市の総合的な相談支援の拠点施設であり、市が関与することが妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性	3	妊娠期から子育て期までの子育て世代が対象であり妥当	3	
有効性	事業の優先度	5	緊急な課題である少子化対策、人口減少歯止めに対応する事業である	5	
	類似事業の存在	5	市内5か所の地域子育て支援センターの連携を図る中心的施設となるものである	5	
	個別計画・政策との整合性	5	まち・ひと・しごと創生総合戦略、子ども・子育て支援事業計画(P62)	5	
効率性	実施主体の適正化	3	多様な子育て支援事業を総合的に行う事業で当面は直営が望ましい	3	
	受益者負担の適正化	3		3	
	コスト効率	3	地方創生応援税制活用事業、子ども子育て支援交付金(対象分について国1/3、県1/3、市1/3)	3	

事業期間		平成 28 年度	～	平成 42以降 年度	会計種別	一般		予算種別	継続	臨時		
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	1	児童福祉総務費	
	細目	14	子育て総合支援センター整備事業費		細々目	1	子育て総合支援センター整備事業費		交付税算入		有	公表

(単位:千円)

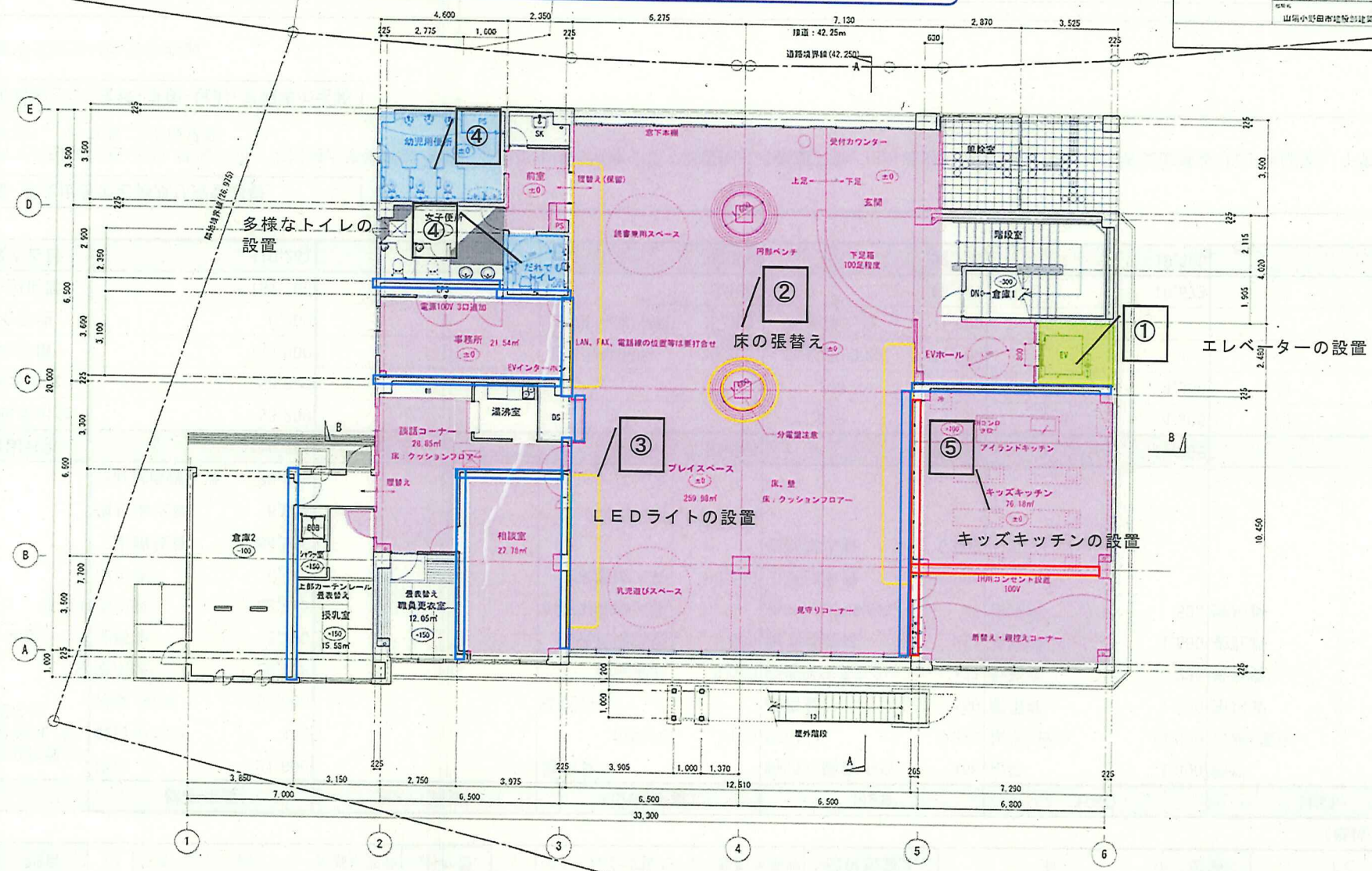
		総事業費		H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)	給料	21,600			需用費		時間外勤務手当	458	給料	1,800	給料	1,800
		職員手当等	458			電気代	100	需用費	2,228	報酬・賃金	13,300	報酬・賃金	13,300
		報酬・賃金	159,600			委託料		役務費	150	需用費	1,900	需用費	1,900
		需用費	25,128			実施設計	3,000	設備保守委託料	131	役務費	220	役務費	220
		役務費	2,790			機械設備調査	500	調査委託料	211	委託料	1,550	委託料	1,550
		委託料	22,442			公有財産購入費		使用料及び賃借料	15	使用料	535	使用料	535
		使用料	6,435			家屋購入費	80,266	工事請負費	82,960				
		工事請負費	84,960					備品購入費	6,602				
		備品購入費	6,602										
		公有財産購入費	80,266										
歳出合計		410,281		0		83,866		92,755		19,305		19,305	
財源内訳／割合	国庫支出金	53,209						1/3	817	1/3	4,366	1/3	4,366
	県支出金	53,209						1/3	817	1/3	4,366	1/3	4,366
	地方債	144,900				充当率90%	70,200	充当率90%	74,700				
	その他	6,200				企業版ふるさと納税	5,200	基金繰入金	1,000				
	一般財源	152,763					8,466		15,421		10,573		10,573
	歳入合計	410,281		0		83,866		92,755		19,305		19,305	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	子ども・子育て支援交付金(H29:地域子育て支援拠点事業開設準備経費、H30以降:地域子育て支援拠点事業運営費、利用者支援事業(基本型)、利用者支援事業(母子保健型)、子育て援助活動支援事業) 山口県子ども政策課
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	子ども・子育て支援交付金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 基金繰入金は地域福祉基金、地方債は子育て総合支援センター整備事業債(地域活性化事業債)
------	--

子育て総合支援センター主な改修内容

工名	子育て総合支援センター整備事業（実地設計業務委託）
図名	（改修後）1階平面図
縮尺	5/1/100
枚数	16/00
作成	山崎小野田南建設建築事務所

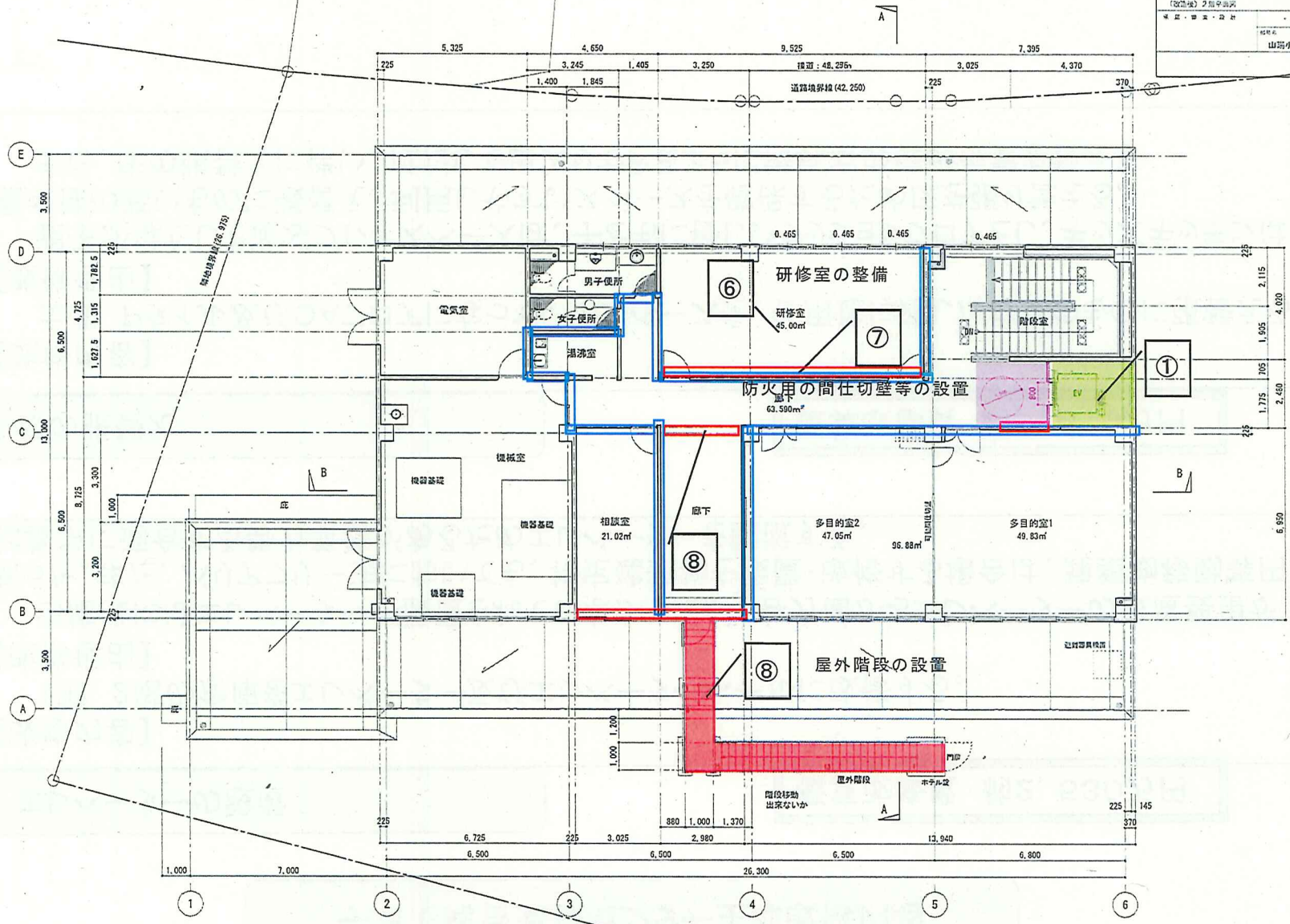


(改修後) 1階平面図 S=1/100
道路境界線 (S1: 850)

1階

7

工事名	子育て総合支援センター整備事業（災害設計業務委託）
図面名称	（改造後）2階平面図
縮尺	1/100
製図・検査・設計	I I / C O
図面番号	
設計者	山崎小児科病院建設部建築住宅課



(改造後) 2階平面図 S=1/100
 前地境界線 (51.850)

2階

前地境界線 (51.850)

子育て総合支援センター主な改修内容

① エレベーターの設置

概算改修費 約2,530万円

【改修内容】

1階、2階の倉庫をエレベーター及びエレベーターホールに改修する。

【改修理由】

当施設にはエレベーターが設置されていなかったが、各方面からエレベーターの設置要望があった。また、バリアフリー法においても、特定建築物を設置・改修する場合は、建築物移動等円滑化基準に適合する努力義務があるためエレベーターを設置する。

② 床の張替え

概算改修費 約 610万円

【改修内容】

土間、Pタイル及びOAフロアになっているスペースを、各用途に適した材質のものに張替える。

【改修理由】

親子がはだしで遊ぶプレイスペースは、子どもに優しいクッションフロアとし、キッズキッチンは、撥水性の高いものに張替え、利用しやすいスペースを確保するため床を張り替える。

また、床の張替えに伴い、はだしで出入りできるように授乳室の扉の位置を替える

③ LEDライトの設置

概算改修費 約 120万円

【改修内容】

天井及びベンチにLEDライトによる間接照明を設置する。

【改修理由】

もともと事務所であったスペースを、落ち着いた雰囲気のあるスペースとするため天井及びベンチの足元にLEDライトによる間接照明を設置する。

④ 多様なトイレの設置

概算改修費 約 850万円

【改修内容】

既存の男子トイレを幼児専用のトイレに改修し、障がい者用トイレにオストメイトを設置する。

【改修理由】

多くの子どもが利用することが見込まれる1階の男子トイレを幼児用のトイレに改修する。

また、既存の障がい者用トイレにオストメイトを設置し、誰でも使える「だれでもトイレ」として整備することで、多様な来館者の利用に対応できるようにする。

⑤ キッズキッチンの整備

概算改修費 約 860万円

【改修内容】

既存の壁を撤去し、強化ガラスの壁とする。また、講師用のアイランドキッチンを設置する。

【改修理由】

キッズキッチンのスペースを確保し、幼少期からの食育等を推進するため、既存の凸凹になっている壁等を撤去し、外からも中の様子が見える強化ガラスで壁を設置する。

また、講師用のアイランドキッチン、幼児用のIHコンロ用の電源及び手洗い設備を設置するため、給排水及び電気工事を行う。

⑥ 研修室の整備

概算改修費 約 260万円

【改修内容】

書庫で利用されていた部屋にエアコンの設置。また、床・壁の補修及び入り口を1か所増設する。

【改修理由】

これまで書庫として利用されていたためエアコンがない。また、床に穴が開いていたりや壁紙がない場所があるため必要な補修をし、幼児健診で活用するときの動線を考慮して研修室に入り口を1か所増設する。

⑦ 防火設備の設置

概算改修費 約 570万円

【改修内容】

施設の用途変更に伴い、間仕切壁等の必要な防火設備を設置する。

【改修理由】

建築基準法施行令第114条第2項の規定により、防火用の間仕切壁を天井に達するところまで設置するほか、消防法施行令第21条及び同法26条の規定により自動火災報知設備・誘導灯等の必要な防火設備を設置する。

⑧ 屋外階段の設置

概算改修費 約1,470万円

【改修内容】

2階の1部屋の壁を撤去し廊下にし、屋外階段に通じる扉と屋外階段を設置する。

【改修理由】

建築基準法施行令第121条第1項第4号の規定により、児童福祉施設は2つ以上の直通階段が必要となるため、屋外階段を設置する必要がある、それに伴う壁の撤去、サッシの取替工事も併せて行う。